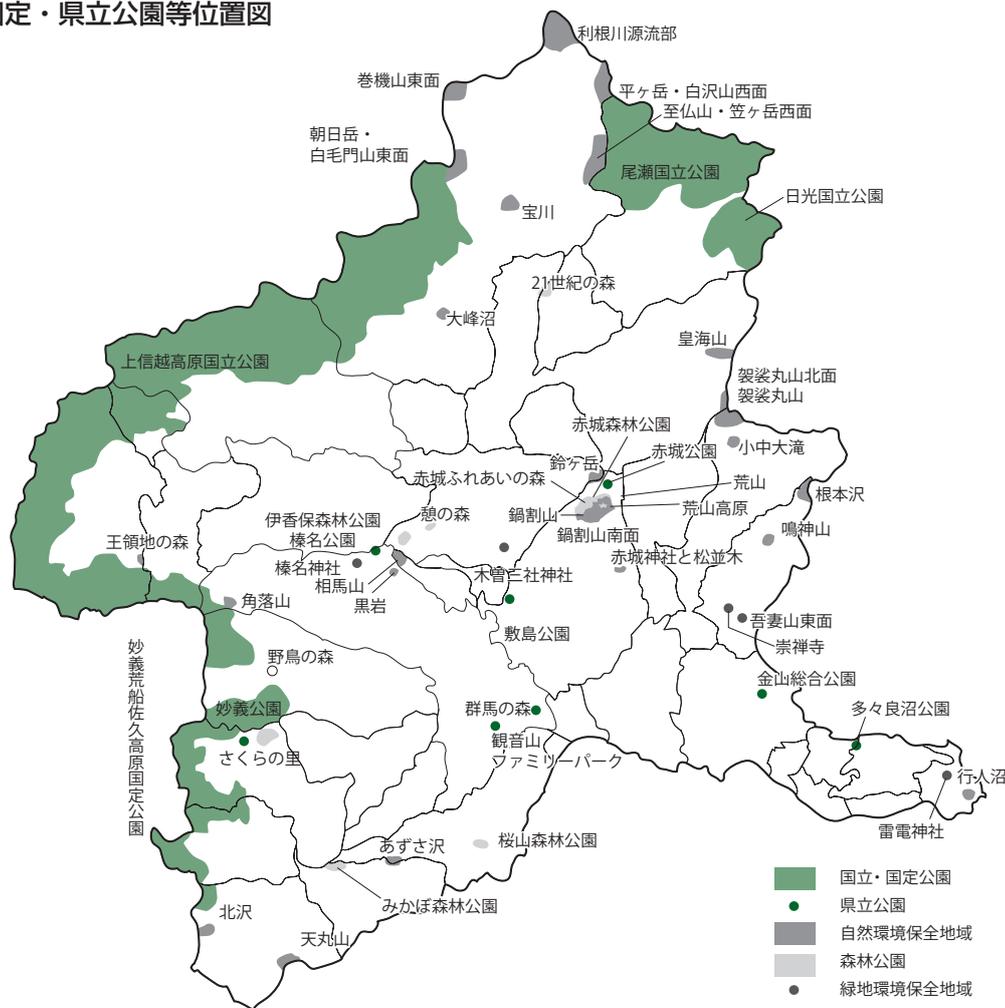


## 第3節 | 自然とのふれあいの拡大

### ■ 現状と課題

- 里地里山の荒廃などにより、身近な野生動植物が減少し、自然とふれあえる「場」が減少しています。
- 本県には、「自然公園法」に基づく3つの国立公園（日光、尾瀬、上信越高原）と1つの国定公園（妙義荒船佐久高原）があります。また、県立公園のうち赤城、榛名及び妙義の3公園は自然とのふれあいの場として利用されています。
- 県立森林公園は県内7箇所（伊香保森林公園、赤城森林公園、赤城ふれあいの森、さくらの里、桜山森林公園、みかほ森林公園、21世紀の森）に県民の保健休養の場として設置されていますが、平成7（1995）年度をピークに利用者は減少傾向にあります。また、施設の老朽化が進行しています。
- 県立都市公園は県内に5箇所（敷島公園、金山総合公園、群馬の森、観音山ファミリーパーク、多々良沼公園）あります。都市公園は市街地に位置しながら、県民が気軽に自然にふれあう場として利用されています。
- ぐんま昆虫の森、ぐんま天文台、県立青少年自然の家（北毛、東毛、妙義）などの教育施設も、自然体験ができる場として利用されています。
- 各施設においては、老朽化した施設の改修や維持管理、利用者減少への対策が課題となっています。
- 森林環境教育を広く一般県民に対して普及していくためには、森林環境教育を実施できるフィールドの提供、森林環境教育プログラムの開発、指導者の養成などが必要であり、体系的かつ総合的に展開していく必要があります。
- 高齢化や人口減少が進む農村地域において、農村の環境保全を図るためには、農業生産を継続し、集落機能を維持するための対策が必要となっています。
- 市街地や近隣に公園などの人々が集まる施設がある河川では、河川と親しめる場となるように階段などの親水施設を設置して、人々の憩いの場として利用されています。
- 環境に関する県民アンケート結果では、6割から7割の県民は、身のまわりの緑の豊かさや自然景観の美しさに対する満足感はあるものの、自然とのふれあいに対して満足している県民は4割程度に留まっています。また、自然観察会や緑化活動への参加取組率は低く、活動参加への啓発や機会の拡大が課題となっています。

## ■ 国立・国定・県立公園等位置図



## ■ 方向性

- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場を増やすよう県立公園や自然公園等の管理及び整備に取り組みます。
- 県立森林公園等をフィールドに、大人から子どもまで幅広い年代層の県民向けの森林環境教育を実施します。
- 県立森林公園等の利用を促進するために、森林環境教育の場としての積極的な活用を図ります。
- 農業生産活動の継続を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の良好な発揮を確保するとともに農村回帰の受け皿づくりを推進します。
- 憩いの場である県立都市公園を利用する県民の安全を確保し、安心して利用してもらえる環境を整えます。
- 河川改修にあたっては、改修前の河川利用や住民要望等を勘案して改修計画に反映することで、自然とのふれあいの場を拡大します。
- ぐんま昆虫の森の利活用促進のため、企画展や講演会の開催、各種イベントへの出展、旅行雑誌社を対象とした取材会の開催に取り組みます。
- ぐんま天文台の職員が積極的に地域や学校に出向き、学校での天体観察会、地域団体との連携による天文講座などを実施し、自然とのふれあいの充実を図ります。
- 県立青少年自然の家においては、引き続き集団宿泊や自然体験等の各種体験活動を通じて、青少年の心身ともに健全な育成に努めます。